

※前に読んだことのある人も必ず目を通してください。

東京女子大学

現代教養学部 全学生へ

## レポート、卒業論文、Presentation Essay 等における 不正行為に対する警告

最近、本学では、大変遺憾なことに、自分で考えたことを論述しないで他人の書いたものを丸写しにし、出所を明示しない、あるいはレポート末尾に使用文献の一覧表を載せるのみで引用した部分と自分の書いた部分を区別せず、自らのレポートや論文として提出する不正行為が増加傾向にあり、懲戒処分を受ける学生があとを絶たない。

このような不正な引用は、たとえ要約されたり、語尾が変えられたりしていても剽窃（ひょうせつ）と呼ばれ、原著者の著作権を侵した違法行為、犯罪として、社会的・法的制裁の対象となりうるものである。本学は教育機関として、剽窃を行った者には、学則に基づき、「訓戒」、「停学」、「退学」のいずれかの懲戒を行う。

著作権法上、合法的な引用は、

- (1) 主従関係：内容的に自分の論述が主で、引用は従であること。
- (2) 必然性最小限度：自分の論述の補強に不可欠な必要最低限度の引用に限ること。
- (3) 明瞭区分性：引用と自分の文章を明瞭に区別し、引用毎に出所を明記すること。

という3条件を満たしていなければならない（宮田昇2008『学術論文のための著作権Q&A：著作権法に則った「論文作法」』新訂2版、秦野：東海大学出版会、18ページ）。

剽窃は重大な罪であることを十分に認識し、引用は合法的に行うよう自らを厳しく律し、適切な論述の仕方を学ぶことを要望するものである。

2024年4月  
教務委員会

\*剽窃を含む不正行為に関する規定の詳細、レポート作成上の留意点については、『履修の手引』の以下のページを参照のこと。

		現代教養学部『履修の手引』		
		2024年度以降 入学者 (緑色の冊子)	2018年度～2023年度 入学者 (WEBに掲載)	2017年度以前入 学者 (2023年度 冊子)
東京女子大学試験における不正 行為及びその懲戒に関する規程		P. 27～P. 28	P. 28～P. 29	P. 23～P. 24
Ⅲ 試験・リポ ート	4. 不正行為	P. 126～P. 127	P. 143～P. 144	P. 128～P. 129
	7. レポート	P. 132～P. 134	P. 149～P. 151	P. 135～P. 137